沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱及び沖縄県介護職員初任者研修事業実施要綱の一部改正について

1 主な改正内容

以下の要綱について一部改正(新たな条文等の追加)を行う。

- ○沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱
 - (1) (研修指定の申請) 第4条第2項
- ○沖縄県介護職員初任者研修事業実施要綱
 - (1) (研修の方法) 第5条第1項第3号
 - (2) (科目の免除) 第7条第2項
 - (3) (各研修修了者が介護職員初任者研修を受講する場合の読み替え) 別添2

2 改正理由

「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」(平成29年12月18日)において、訪問介護員の養成については「訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする」とされ、これを踏まえ、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)が改正され、新たに生活援助従事者研修課程が創設された。

これに伴い、「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」(平成24年3月28日付け老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知)についても一部改正がなされ、当要綱の改正の必要が生じた。

3 改正の概要

- ○沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱
 - (1)既に生活援助従事者研修の事業者として指定されている者が介護職員初任者研修 の事業者指定を受けようとする場合の申請書類の一部省略(第4条第2項関係)
 - (2) その他所要の改正
- ○沖縄県介護職員初任者研修事業実施要綱
 - (1)介護職員初任者研修事業の実施主体が生活援助従事者研修等、他の研修を実施する場合において、介護職員初任者研修の履修科目と同等である科目についての介護職員初任者研修との一体的な実施(第5条第1項第3号関係)
 - (2) 生活援助従事者研修等を修了している者が介護職員初任者研修事業を受講する場合の科目一部免除(第7条第2項及び別添2関係)
 - (3) その他所要の改正

4 関係法令等

- ·介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- ・「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係)」 (平成30年3月30日付け老振発第0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知)